

名取市福祉有償運送運営協議会

1 日 時 令和 5 年 5 月 9 日（火） 午後 2 時 30 分～午後 3 時 5 分

2 場 所 名取市役所 議会棟第 1 委員会室

3 会 議 名 名取市福祉有償運送運営協議会委嘱状交付式
及び令和 5 年度第 1 回名取市福祉有償運送運営協議会

4 出 席 者 委 員 川村会長、植松委員、木川田委員、桃野委員、
菅原委員、櫻庭委員、鹿又委員、安倍委員

要綱第 6 条第 4 項により説明を求めた者

社会福祉法人みのり会 今野幸信理事長、菊地浩氏

事務局 大元社会福祉課長、佐藤課長補佐、伊藤障がい者手帳係長

5 欠 席 者 なし

6 傍 聴 者 なし

7 会議概要 各協議事項について協議した結果、社会福祉法人みのり会が実施する福祉
有償運送の更新登録申請については承認することとした。
会議録は別添のとおり

進 行 内 容	発言者	口 述
名取市福祉有償運送運営協議会委嘱状交付式		
1 開会	補佐	(開始時鹿又委員不在) 定刻となりましたので、ただいまより名取市福祉有償運送運営協議会の委嘱状交付式を執り行います。
2 委嘱状交付	補佐	この度人事異動により新たに委員になられた 2 名の方に委嘱状の交付を行います。お名前を読み上げますので、その場でご起立をお願いいたします。 (健康福祉部長から交付、介添 伊藤) ① <u>うねまつ しんいち</u> 様 ② <u>きかわだ まりこ</u> 様
3 閉会	補佐	以上をもちまして、名取市福祉有償運送運営協議会委嘱状交付式を終了いたします。
令和 5 年度第 1 回名取市福祉有償運送運営協議会		
1 開会	補佐	引き続き、これより令和 5 年度第 1 回名取市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。 本日は委員 8 名中、7 名の出席をいただいておりますので、福祉有償運送運営協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、協議会が成立していることをご報告いたします。
2 あいさつ	補佐	協議会開催にあたり、名取市長からあいさつを申し上げます。 (市長代理として、健康福祉部長よりあいさつ。 挨拶中鹿又委員入室) また本日は令和 5 年度はじめての協議会開催ですので、委員の皆様の自己紹介をお願いします。お配りしております名簿順にお願いします。 (植松委員から順に自己紹介を行った) 続きまして事務局を紹介します。 (事務局も自己紹介を行った)

		最後に、説明員として申請者のみのり会から今野理事長及び菊地氏が出席していることを報告します。 また、当協議会は名取市審議会等の会議の公開に関する要綱第４条の規定により、公開により行いますのでご了承願います。 なお傍聴人は、おりません。 また、会議録につきましては、情報公開制度が条例化されておりますので、記録を残すことになりますので、ご了承を賜りたいと存じます。
3 協 議	補佐	それでは、協議に入ります。名取市福祉有償運送運営協議会設置要綱第６条に、会議は会長がその議長となるとあります。 川村会長よろしくお願いいたします。
	川村会長	それでは、しばしの間議長を務めさせていただきます。 皆様のご協力により円滑に会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
	川村会長	それでは、協議に入ります。 議題の（１）「社会福祉法人みのり会が実施している福祉有償運送の有効期間の更新について」であります。 事務局より、資料の説明をお願いします。
	事務局 伊藤係長	まず制度面と今回の申請に至った経緯を簡単にご説明いたします。 冒頭のあいさつでもありましたとおり、本来有償による輸送とはバスやタクシー事業者などにより提供されるものです。福祉輸送は地域で必要である一方、事業者による提供が難しい分野です。そのため NPO 法人等が登録のうえ、障害者や要介護者等の会員に対し営利と認められない範囲の対価により、個別輸送を行うことができる制度があります。これが「福祉有償運送」になります。 ただし、福祉有償運送は無制限に認められるものではなく、地域に必要な輸送であることについて、地域の会議で協議が整ったことが必要になります。名取市におけるこの協議を行う場が本協議会であります。

		今回申請があったのは上余田にあります社会福祉法人みのり会様です。この法人の事業所が市内各地にあります。法人の施設利用者の通所支援や、施設外への外出支援のため、既に令和2年6月から福祉有償運送を行っておりまして、今年の6月14日までの登録を行っております。この登録証が申請資料61ページになります。今回これと同じ内容で更新を希望されているため協議を行うものです。 なお、本日の協議会で協議が成立した場合、市として協議が整った書面をみのり会様に交付し、みのり会様で本日の申請資料とその書面を宮城運輸支局に提出し申請します。 運輸局様の標準処理期間が1か月と設定されており、満了前に更新を行うには5月14日まで、実質的には今週中の申請が必要ということで非常にタイトな中会議を開催する形となっております。 【協議すべき事項】 先にお送りしました資料の表紙の表の一番左にある (1) 必要性の判断 (2) 運送の区域 (3) 旅客から徴収する対価 (4) 運送を必要とする旅客の範囲 (5) その他必要と認められる措置 の5項目について協議をお願いします。
	川村会長	それでは、申請内容の協議に入ります。 協議については、5点すべてについて事務局より説明を行い、説明終了後にまとめて協議を行います。 それでは事務局より、説明をお願いします。
	事務局 伊藤係長	それでは、(1) 必要性の判断についてご説明します。 福祉有償運送というのは先ほども申しましたとおり「必要な輸送が、バス・タクシー事業者によって提供されない」場合に行うものになります。このため、現在の市内の輸送供給体制及び輸送のニーズがどの程度あるかという判断が必要になります。 協議資料iページ、先ほどの表の次のページをご覧ください。 まず市内の供給体制ですが、2番で市内のタクシー事業者

数及び車両台数を、3番で福祉・介護タクシーの台数を記載しております。市内の法人タクシーは3社で一般・大型タクシーの車両台数は47台。個人タクシーはなく、福祉輸送限定タクシーは4社15台ございます。この15台の中には寝台タイプのタクシー8台が含まれております。一般タクシーと福祉タクシー合計で62台となっております。

一方タクシーを必要とする障害者・高齢者は、同じページの上部1番で、令和4年度末の人数になります。要介護・要支援認定者が3,593人、身体障害者手帳交付者が2,236人、療育手帳交付者が631人、精神手帳交付者が620人、難病認定者が795人です。これらは1名で複数該当、例えば1名で身体と療育手帳を所持する方、もおりますが、単純に足し合わせると7,875人います。

また次のページの4番で市内のボランティアの状況ということで、今回申請したみのり会を含む3団体で63名の対象者が登録しております。

需要側の状況ですが、後ほど「(4) 運送を必要とする旅客の範囲」で説明しますが、みのり会の利用者は、他人の介助によらずに移動することがなかなか困難であり、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な中度・重度の障害を持つ方がたです。日頃からその障害の特性を知って介護業務をこなしている、みのり会による福祉有償運送の必要性はあるものと考えております。

なお5番は「区域内における福祉タクシー券の利用状況」ですが、これは、市内在住の高齢者・障害者に対し市の事業としてタクシー券の配布を行っておりまして、その令和4年度分の実績になります。タクシー券は1枚600円のものを5枚～最大96枚まで配布しております。昨年度は5,351名に対し49,835枚を交付し、内26,767枚が使われております。利用率は53.71%でして、毎年50～65%程度であります。利用率が他の制度と比べて低いのですがその理由として、交付が年1回でかつ3月31日までの利用制限を付けたタクシー券のため、交付を受けても全部使わずに「使わずにとっておこう」と思い一部を保存しておいた結果、使用期限が切れてしまい使われなかったものが多いと捉えております。

ここで「必要性の判断」ですが、「地域に福祉輸送サービ

スを提供するタクシー業者等は存在するが、移動制約者の需要量に対し、供給量が不足する場合」必要性があると判断されます。ただ具体的にどの程度・どのような状況を表すのかは国土交通省様でも数値的なものは示しておりません。

以上が（１）必要性の判断の説明になります。

次に（２）運送の区域でございます。

申請資料 1 ページをご覧ください。

資料の 4 番にありますように、運送の区域は「名取市」でございます。

区域が「名取市のみ」ですので、本協議会で協議したうえで、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を添付しての登録申請となります。

なお申請資料 47・48 ページに登録者 48 名の名簿を添付しております。そのうち 45 名は名取市在住ですが、太白区在住が 1 名、岩沼市在住の方が 2 名、合計 3 名の市外在住の人がいます。ただし運行区域は先ほどの資料 1 ページに「施設発着」とあるように、「自宅からみのり会の各施設まで」または「みのり会の各施設から目的地まで」であり、かつ、みのり会様の施設はいずれも名取市内にあるためことから、「発着のどちらかが名取市であれば利用は問題ない」ため、運送区域は名取市のみとしております。

以上が（２）運送の区域の説明になります。

続きまして（３）旅客から収受する対価でございます。

申請資料 59 ページをお開きください。こちらはみのり会の支援サービス車利用規定になります。

別表の 1 項目に「通所支援サービスの利用料金（自立支援給付費に含まれる場合を除く）」が、2 項目に「活動支援サービス車及びその他の支援サービス車の利用の場合の料金（自立支援給付費に含まれる場合を除く）」が定めており、いずれの場合でも、「1 kmあたり 25 円」とあります。これが申請者の徴収する単価で距離制の運賃を設定しております。

また福祉有償運送を行う上で運賃は「実費の範囲内で認められること」、「営利を目的としていると認められない妥当な金額であること」という条件がございます。具体的には「当該地域の運賃の上限価格の概ね 1/2 以内であること」となっております。

ここで協議資料 iii ページ、上部に「運送の対価のタクシー

運賃との比較」とある資料をご覧ください。一番下に具体的な距離別にみのり会様の設定運賃と当市を含む宮城県B地区での普通車上限運賃（距離制）を比較しております。距離制の普通車上限運賃は初乗り 1.2 km 680 円に 294mごとに 90 円加算となります。表では便宜的に 300mごとに 90 円加算としておりますが、みのり会様の設定運賃は明らかに上限価格 1/2 で収まっております。

また「運送の対価以外の実費の範囲内であること」とあります。みのり会の利用料金規程でも、「有料道路や駐車料金等の実費を負担していただく」とありますが、これは実費なので問題ないと考えられます。

以上で（３）旅客から収受する対価の説明を終わります。

次に（４）運送を必要とする旅客の範囲でございます。

資料の 47・48 ページをご覧ください。みのり会で登録している会員の情報及び運送を必要とする理由であります。会員は、令和 5 年 5 月現在 48 人でありまして、内訳は、名取市 45 人、仙台市太白区 1 人、岩沼市 2 名であります。

名取市に在住している 45 人の内訳は、療育手帳のみ所持者が 31 人。療育手帳と身体障害者手帳の両方を所持している者が 14 名となっております。身体障害者手帳を所持している 14 名は、等級は 1～6 級までばらばらで、上肢・下肢・聴覚など障害部位が異なります。また療育手帳を所持している 45 名は大半が重度（A 所持）42 人。中度・軽度は 3 人です。ただ軽度と申しましても、危険物の認識ができないなど他人の介助無では安全に移動が難しい方になります。

また、仙台市太白区の 1 人及び岩沼市の 2 人は、療育手帳 A を所持していることを確認しております。

このため 46 ページの資料では重複障害も含めると延べ 48 名という形になります。

続いて、複数乗車の有無ですけれども、「無」です。これは上記会員の付添人を親がする場合、登録者と親が同乗するケースを想定しているものではなく、例えば透析病院が複数の患者を載せて自院に連れてくるようなケースを想定しております。みのり会の場合、個別利用となっているため複数乗車はなしとなります。

以上が（４）運送を必要とする旅客の範囲の説明になります。

	最後に（５）その他必要と認められる措置であります。 まず、自動車の種類ごとの数ですが、申請資料２ページをご覧ください。車種は車いす車両が３台、セダン等が１台の計４台でございます。その車検証は資料２０～２３ページになります。 次に、運転者は２４ページにある全９人でありまして、９人全員が１種免許を取得しております。また９人全員が福祉有償運転者講習を受講しております。このため福祉有償運送を行う条件を満たしております。 損害賠償措置について３８～４５ページで自動車保険の写しを添付しております。補償内容は３９・４１・４３・４５ページにありますが、運転に使用する車４台とも対人保障、対物補償共に無制限となっております。なお国が示している基準は対人８,０００万円以上、対物２００万円以上となっております。 運行管理・整備管理体制ですが、資料３５ページにありますように、運行管理責任者は菊地浩氏、整備管理責任者は横堀氏であります。 最後に事故発生時の処理連絡体制は、資料３６ページにありますが、対応責任者は菊地浩氏です。また苦情処理に対する責任者は菊地浩氏であります。 以上で（５）その他必要と認められる措置の説明になります。
川村会長	ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問があればお願いします。
植松委員	車についての質問です。資料２ページで、使用する車にセダン型車両が１台あります。セダン型車両を福祉有償運送で使用する場合、「セダン等運転手講習」の受講または介護福祉士等の資格が必要となっております。前回の申請資料でも添付がありましたが、福祉有償運送では使用していないということでしょうか？

	川村会長	ただいまの質疑に対し、事務局から回答をお願いします。
	説明員 菊地氏	資料 24 ページの運転者名簿のうち、No2.3.4.9 番の者は介護福祉士有資格者または介護職員初任者研修等を所得しており、セダン型の車の運転資格があります。このためセダン型を福祉有償運送で使用する際は、この 4 名が運転しています。
	植松委員	了解しました。本申請の際には確認書類を添付していただくようお願いします。
	川村会長	他に何かありますでしょうか？ （「なし」と発言あり） いろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。 全ての協議事項が承認されましたので、社会福祉法人みのり会の申請書案については、当協議会として承認することといたします。
	川村会長	続きまして、協議の（２）その他であります。みなさまから何かございますでしょうか。 （意見はなかった） 特に意見がないようです。
	川村会長	以上で、本日の協議会の協議は終了いたしました。 会議の記録は、概要記録とし、作成のうえ各委員に送付いたします。 私の職務はこれにて終わらせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
8 閉 会	補佐	川村会長、議事の運営ありがとうございました。 以上をもちまして、名取市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。 ありがとうございました。